

気仙沼高校「新型コロナウイルス感染症」対応マニュアル(第2版)

～ 学校再開にあたって ～

令和2年6月2日更新

1. 基本方針

本対応マニュアルは、本校生徒及び教職員の新型コロナウイルスによる健康被害を抑え、本校が果たすべき教育活動への影響を最小限に止めることを目的とする。

現時点では、本感染症の病態及び影響が十分解明されていないことから、今後の国や県等の対策方針を踏まえ、柔軟かつ迅速に適用し、具体的な対応を行うこととする。

2. 感染防止意識の向上

本校教職員は、生徒に対し新型コロナウイルスに関する正しい知識を身に付けさせ、感染リスクを自ら判断し、感染リスクを避ける行動をとることができるよう指導を行う。

また、保護者や学校関係者に対しても、協力を得ながら感染防止に向けた周知及び啓蒙を行う。

3. 基本的な感染症対策の実施

1) 登校時、朝のホームルーム時

家庭において、登校前に毎朝の検温及び風邪症状の確認を行い、平熱より1度以上の熱がある、風邪症状（のどの痛み、せき等）がある、だるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、自宅で休養させることとし、場合によっては、相談窓口（コールセンター：電話 022-211-3883, 022-211-2882 24時間受付）に相談する。

学校の生徒昇降口において、検温してこなかった生徒について、養護教諭による保健室での検温及び風邪症状の確認を行うとともに、マスク着用の呼びかけ、石鹸やアルコール消毒液を使っての手洗いの呼びかけ・指導を行う。

登下校の際のバス通学者については、マスク着用・バスの窓を開ける・会話を控える等と呼びかけるとともに、バスの混雑状況を定期的に調査しながら、混雑するバスの利用を避けるよう生徒に協力を呼びかける。

朝のホームルームにて、担任は「健康観察カード」等により体温等の健康状況を把握し、必要に応じて保健室と連携する。

2) 授業時（休み時間を含む）

・換気の徹底

教室や体育館等、教育活動を行う場のこまめな換気を行い、休み時間ごとに空気の入換えや、常時、教室の上段の窓を10cm程度開けることとする。その際、衣服等による温度調整にも配慮する。

特別教室でのエアコン使用時においてもこまめな換気を行い、休み時間ごとに空気の入換えを行う。

・マスクの着用

生徒、教職員は、常にマスク着用を原則とし、来校者も着用とする。なお、体育の授業においては、熱中症等の運動時の身体へのリスクを考慮して、感染リスクへの対策を講じながら、マスクの着用はしないこととする。

また、各教科等の活動について、グループワーク等の近距離での会話や発声等が必要な場面は、マスクを着用した上で、距離をできるだけ1メートル以上確保し、同じ方向を向く、回数や時間を減らすなどして実施する。

・手洗いの励行

朝の登校時や教室移動をした際、トイレの利用後には、必ず石鹸やアルコール消毒液による手洗いをすることとし、手拭きは個人の清潔なタオルやハンカチ等を利用し、共用しない。

3) 毎日の消毒

教室（机・椅子）・特別教室やトイレ、教室のドアやスイッチ部など多くの生徒が手を触れる箇所においては、毎日、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して、生徒及び教職員が消毒を行う。

4) 昼食時

生徒全員が食事の前の手洗いを徹底することとし、食事にあたっては、飛沫を飛ばさないよう机を向かい合わせにしないことや、会話を控えるよう指導する。

売店販売（パンなど）については、売店入口付近の通路（中庭側）で販売し、密集・密閉にならないようにする。なお、食堂の利用については、早めに再開ができるよう検討を進める。

4. 教室等の校内環境について

学校での感染及びリスクを可能な限り低減しつつ、3つの密（密集・密閉・密接）が重ならないようにする。学校再開後は、教室内の座席の間隔（身体的距離）を、1メートル目安に最大限の間隔をとるよう配置し、普通教室や特別教室に40人程度を収容して、ホームルームや授業等の教育活動を進めていく。

5. 欠席・出席停止等の扱いについて

生徒に発熱等の風邪の症状がみられ、自宅で休養する場合の出欠の扱いについては、出席停止、又は公認欠席とする。また、生徒の感染が判明した場合、又は濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置をとる。

6. 健康相談、教育相談体制について

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察を行い、生徒の状況を的確に把握するとともに、保護者を含めた健康相談・教育相談の実施やスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる教育相談体制を整え、適切に取り組む。

また、感染者、濃厚接触者、医療従事者等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであることから、全教職員による新型コロナウイルス感染症に関する適切な指導を行う。

さらに、免疫力を高めるため、十分な睡眠や休養、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

7. 部活動について

6月1日からの実施については、生徒の体力や体調等を確認しながら、段階的に校地内に限って活動を行う。その後、6月19日からは、宿泊を伴わない練習試合や他校との合同練習の活動を可能とし、7月10日からは各種大会への参加を可能とする。大会等への参加の際の移動や宿泊を伴う場合は、保護者への説明と確認を行った上で、判断する。

活動する際は、本校で定めたルールに従い、顧問の指示により検温、手洗い、消毒、換気等のほか、各部の特性による感染予防対策を講じながら行う。

なお、運動部でのマスクの着用はしないこととし、気温が高い日などは、熱中症にも注意して活動を行う。

8. 教職員の感染症対策について

感染症対策のポイントを踏まえ、自身の健康観察、週休日を含む毎日の検温・記録・報告、正しい手洗いや咳エチケットを徹底し、授業など生徒と接する場面においては、近距離での会話や発声等の際にはマスク着用をはじめとし、自らが感染源とならないよう行動する。発熱や風邪の症状がみられるときは、出勤を控えることとする。